

土壤汚染対策法及び県民の生活環境の
保全等に関する条例に基づく
届出等作成の手引

2022年7月

岡崎市環境部環境保全課

目次

第1章 概要	1
(本手引の位置付け、用語の定義、届出に当たって)	
第2章 法第3条関係	3
(法第3条の概要、報告の対象となる土地、報告の義務者、報告期限、提出書類)	
第3章 法第4条及び県条例第39条の2関係	6
(法第4条及び県条例第39条の2の概要、届出の対象となる行為、届出の義務者、届出の期限、提出書類)	
第4章 法第12条関係	14
(届出の対象となる行為、届出の義務者、届出の期限、提出書類)	
第5章 法第14条関係	22
(申請の対象となる土地、申請者、申請行為の結果、申請書類)	
第6章 法第16条関係	25
(届出の対象となる行為、届出の義務者、届出の期限、届出書類)	

第1章 概要

1 本手引の位置付け

土壤汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例は、土壤汚染対策をもって、人の健康を保護することを目的としており、当該法令に基づく届出等の手続や、それに伴う行為によって人の健康に係る被害が生じないようにする必要がある。

本手引は、法令等の目的を達成するために、土壤汚染に係る制度のうち、届出等の作成に関する具体的内容について説明するものである。

2 用語の定義

本手引で使用している用語の定義を示す。

用語	説明
法	土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）
県条例	県民の生活環境の保全等に関する条例 （平成15年愛知県条例第7号）
施行規則	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）
土地の所有者等	土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し、調査の実施主体として最も適切な一者
土壤含有量基準	土壤に含まれる特定有害物質の量に関する基準
土壤溶出量基準	土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準
要措置区域等	要措置区域又は形質変更時要届出区域

3 届出に当たって

(1) 提出先

〒444-8601
岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市役所（福社会館5階）環境保全課
(TEL:0564-23-6861)

届出の提出に来る際は、事前に電話で来庁予定日時を御連絡ください。
郵送による届出は受け付けていません。
副本の受領を希望される場合は、正本・副本の2通を提出してください。

(2) 届出様式

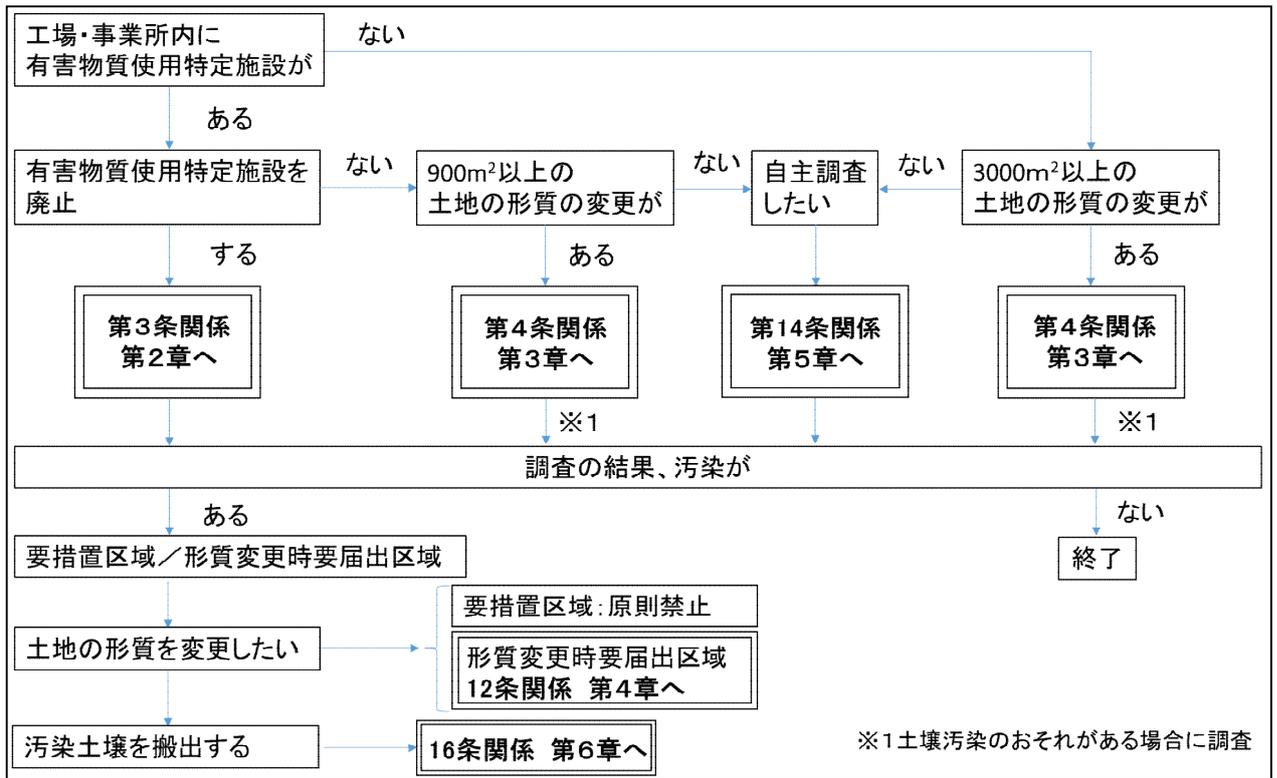
届出に係る様式等は、岡崎市のホームページでダウンロードできますので、御利用ください。

（市ホームページアドレス）

<http://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1424/1665/p002660.html>

(3) 届出が必要となる契機

下記フローチャートを御確認ください。



第2章 法第3条関係

1 法第3条の概要

特定有害物質を取り扱ったことのある工場・事業場については、土壤汚染の可能性が高いと考えられることから、工場・事業場としての管理がなされなくなる時点で土壤汚染状況調査を行うこととされています。

水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質を使用等するもの（以下「有害物質使用特定施設」という。）の使用が廃止された場合に調査が必要となります。

2 報告の対象となる土地

使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地

3 報告の義務者

有害物質使用特定施設が廃止された時点の土地の所有者等が調査を実施し、その結果について報告する義務があります。土地の所有者等が特定施設の設置者と異なる場合¹には、岡崎市から土地の所有者等に対して施設が廃止された旨等を通知（有害物質使用特定施設使用廃止通知書）します。

1 土地所有者と特定施設の設置者が異なる場合は、特定施設の設置者が、当該土地において特定有害物質を使用していることや、調査義務が発生したときの手続等について、土地所有者に対し事前に協議しておくよう努めてください。

4 報告期限

義務が生じた日から起算して120日以内に調査を実施し、報告する必要があります。

土地の所有者等と特定施設の設置者が同一である場合

有害物質使用特定施設の使用廃止日から起算して120日以内

土地の所有者等と特定施設の設置者が異なる場合

土地の所有者等が市から有害物質使用特定施設使用廃止通知書を受け取った日から起算して120日以内

期限以内に報告ができない特別の事情がある場合、「土壤汚染状況調査結果報告書期限延長申請書」を市へ提出し、当初の期限までに認められた場合には報告期限を延長することができます。

土地の利用状況について一定の条件を満たす場合、その状態が継続する間は調査実施の一時的な猶予が受けられます。この場合、「法第3条1項ただし書きの確認申請書」を市へ提出し、市の確認を受ける必要があります。

法第3条第1項ただし書きの確認を受け、調査義務が一時的に免除されている土地の所有者等は、当該土地において900㎡以上の土地の形質の変更をする場合は、

法第3条第7項の届出が必要になります。

岡崎市長は、届出を受けた場合、当該土地の所有者等に対し土壌汚染状況調査を行い報告することを命ずることになります。

5 提出書類

- (1) 土壌汚染状況調査結果報告書（法様式第1）
- (2) 調査対象地の周辺の地図
- (3) 調査対象地の概要に関する資料
- (4) 地歴調査に関する資料²
- (5) 土壌調査に関する資料

2 地歴調査チェックリストを基に作成してください。

（環境省ホームページアドレス）

<http://www.env.go.jp/water/dojo/shitei/chireki/01.pdf>

提出書類(1) 土壤汚染状況調査結果報告書 (法様式第1)

様式第一 (第一条第二項関係)

土壤汚染状況調査結果報告書

提出日を記載
年 月 日

(あて先) 岡崎市長

住所 県 市 町 -
報告者 工業株式会社
氏名 代表取締役
(名称及び代表者氏名)

法人の場合は、代表者の氏名

土壤汚染対策法第3条第1項本文の規定による調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業場の名称	工業株式会社 工場
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	市 町 - - ほか別紙一覧

工場・事業場の敷地に係る全ての地番を記載
書ききれない場合は、別紙に記載

使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類の	65 酸又はアルカリによる表面処理施設
施設の設置場所	別紙のとおり
廃止年月日	年 月 日

これらの特定有害物質が基準に適合していないおそれがある判断した地歴調査の結果を添付すること。

法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類	ふっ素及びその化合物、シアン化合物
土壤汚染状況調査の結果	土壤汚染は確認されなかった(詳細は別紙のとおり)
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	株式会社 調査センター 計量証明事業登録 愛知県第 号
土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称	調査株式会社 指定番号 20 - -
土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号	調査株式会社 技術部 技術管理者証交付番号 第 号

(連絡先) 株式会社 部
担当: TEL 0564- -

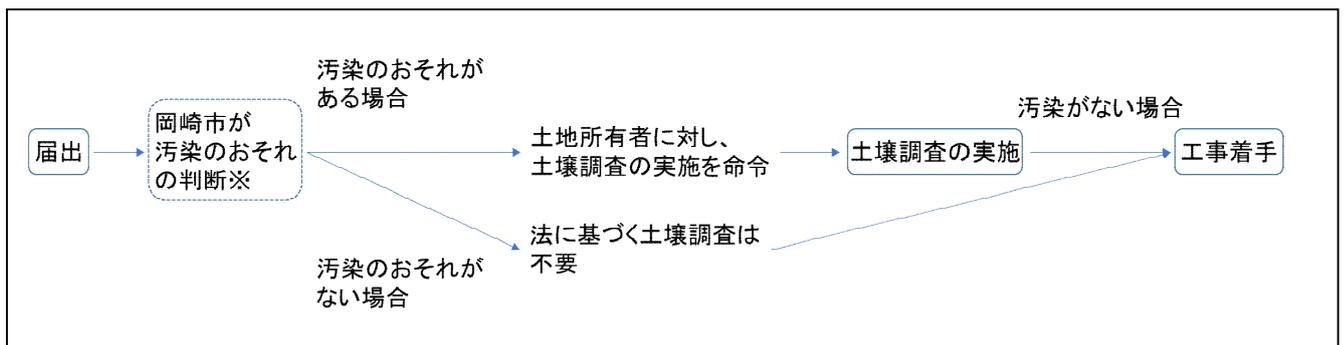
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

第3章 法第4条及び県条例第39条の2関係

1 法第4条及び県条例第39条の2の概要

土地の形質の変更は、施行時の基準不適合土壌の飛散、基準不適合土壌が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壌の運搬等による汚染の拡散のリスクを伴うものであるため、当該行為を行うものに対し、その旨を**事前に届出**させるとともに、市は、当該土地において土壌汚染のおそれがある場合には、土壌汚染調査の実施を求めることとしています。



2 届出の対象となる行為

法、県条例ともに土地の形質の変更の面積の合計が次の場合に届出が必要です。

- (1) 有害物質使用特定施設を設置している（又は、施設が廃止されて調査が行われていない）工場等の土地の形質変更面積が900㎡以上の場合
- (2) 土地の形質の変更の面積が3000㎡以上となる場合

異なる敷地で行われる行為や、年度ごとに工期が分かれている行為であっても、同一の事業計画の下で行われるもの等は、全体を一つの行為として届け出ることが望ましいとされています。

土地の形質の変更の面積の合計が(1)、(2)の要件に該当しても、以下の**全て**に当てはまる場合は届出対象になりません。

- ・土壌を区域外へ搬出しない。
- ・土壌が飛散等しないよう土地の形質の変更を行う。
- ・土地を50cm以上掘らない。

3 届出の義務者

土地の形質の変更をしようとする者が行ってください。

具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者であり、土地の所有者等と開発行為を行う開発業者の関係では、開発業者が該当します。

工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当します。

4 届出の期限

法：土地の形質の変更に着手する日の30日前までに提出してください。

(契約事務や設計等の準備行為は含みません。)

県条例：法と同時又は、土地の形質の変更前までに速やかに提出してください。

5 提出書類

法第4条関係

- (1) 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 (法様式第6)
- (2) 土地の形質の変更をしようとする場所及び深さの範囲を明らかとした平面図、立面図及び断面図 (切土、盛土部分を区別して表示されていること。公図上の地番と筆の境界が記載されていることが望ましい。)
- (3) 届出者が土地の所有者等でない場合は、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面。

県条例第39条の2

- (1) 過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況調査結果報告書 (県条例様式第32)
- (2) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面 (法第4条関係提出書類(2)と同じ)
(切土、盛土部分を区別して表示してください。)
- (3) 工場等の設置状況等の履歴及び特定有害物質等の取扱状況の調査結果 ¹

1 過去の特定有害物質の取扱状況等について、土地の利用の履歴を、過去の地図、航空写真、登記事項証明書その他の情報等で容易に入手できると認められる範囲内で把握すること。(概ね5年おきに確認することが望ましい。)

2 図書館交流プラザLibra内の中央図書館1Fレファレンスカウンターで問合せいただくと、昭和33年からの住宅地図(額田地区は昭和51年から)を御覧いただけます。

図書館交流プラザLibra（りぶら）の概要

所在地：愛知県岡崎市康生通西4丁目71番地

開館時間：午前9時～午後9時

休館日：毎週水曜日(水曜日が祝日の場合は、開館)

【近隣概略図】



【周辺拡大図】



(法)提出書類(1) 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 (法様式第6)

様式第六 (第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

郵便番号

報告者 住 所 岡崎市 町

氏 名 株式会社

(名称及び代表者氏名) 代表取締役

土壤汚染対策法^{第3条第7項}_{第4条第1項}の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	岡崎市 町字 番地	
土地の形質の変更の場所	別紙図面のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	面積: m ² 深さ: . ~ . m	
土地の形質の変更の着手予定日	年 月 日	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	株式会社 工場
	有害物質使用特定施設の種類	66 電気めっき施設
	有害物質使用特定施設の設置場所	別紙図面のとおり
	特定有害物質の種類	ふっ素及びその化合物

土地の形質の変更が行われる全ての地番を記載
複数ある場合は一覧表を添付し、図面等で改変場所が分かるようにする。

届出の対象となる行為が(1)に該当する場合は記載すること。

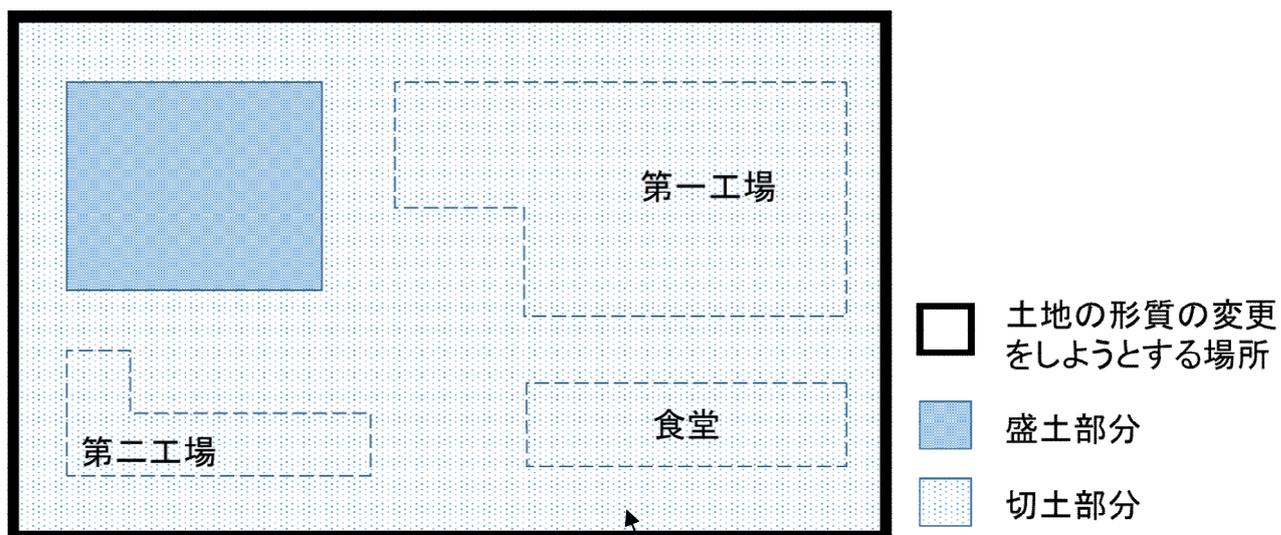
施設の設置場所が分かる図面を添付する。

土地の形質の変更の場所に関する地番、土地所有者一覧

所在地	面積 (㎡)	土地所有者
〇〇町〇〇丁目1番地	300	〇〇花子
〇〇町〇〇丁目2番地	50	〇〇太郎
〇〇町〇〇丁目3番地	2400	〇〇太郎
〇〇町〇〇丁目4番地	250	〇〇次郎
〇〇町〇〇丁目5番地	60	〇〇三郎
合計	3060	

(法)提出書類(2) 土地の形質の変更をしようとする場所及び深さの範囲を明らかとした平面図、立面図及び断面図

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面

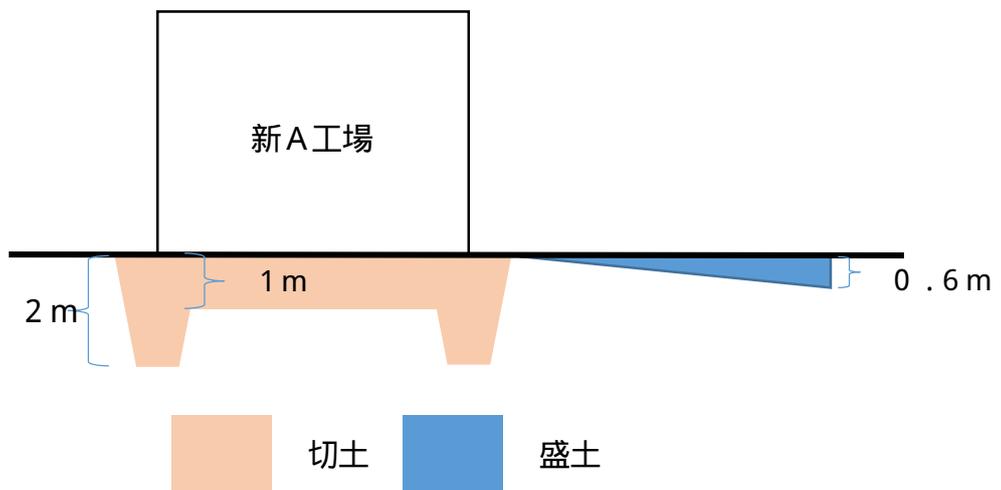


切土部分と盛土部分を色分けして区分してください。

立面図



断面図



(県条例)提出書類(1)

過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況調査結果報告書(様式第32)

様式第32(第40条関係)

過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書		
年 月 日		
(あて先)岡崎市長		
住所 市 町 - 報告者 郵便番号 株式会社 氏名 代表取締役 (名称及び代表者氏名)		
県民の生活環境の保全等に関する条例第39条の2第1項の規定により、過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況等について調査しましたが、その結果は、次のとおりです。		
土地の形質の変更に係る事業の名称	(仮称) 道路建設工事	
土地の形質の変更を行う場所	別紙のとおり	
対象地の概要	対象地面積(事業計画面積) 対象地面積 m ² 事業計画面積 m ²	
	現在の土地利用状況	昭和 年から操業していた繊維工場跡地であり、現在は、操業を停止し、建屋は残っているが、隣地の社宅は既に解体され、更地となっている。
	土地の形質の変更の種類	建屋を解体し、土地造成後、共同住宅及び駐車場を建設する。
	過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況等の調査結果	(特定有害物質等取扱事業所がない場合) 当該土地は、昔から山林であり、登記簿を確認したところ開発の記録はなく、昭和 年~現在までの5年毎の住宅地図を確認したが、建物はみられなかったため、特定有害物質等取扱事業所は存在しなかった。
土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	住所:岡崎市 町 番地 氏名: 株式会社 代表取締役 (ほか別紙一覧)	
備考		

法人の場合は、代表者の氏名

過去の地図を添付

(特定有害物質等取扱事業所がある場合)
昭和 年までは、田畑であったが、昭和 年から現在まで は工場が操業しており、 の製造過程で、 年から 年まで鉛が使用されていた。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、人(法人にあっては、その代表者)が署名することができよう。

(県条例) 提出書類(3)

工場等の設置状況等の履歴及び特定有害物質等の取扱状況の調査で必要となる項目

1 特定有害物質等取扱事業所の設置状況の履歴

土地の利用の履歴を、過去の地図、航空写真、登記事項証明書その他の情報により、過去の特定有害物質等取扱事業所の設置状況について容易に入手することができる範囲内で把握する。

2 特定有害物質の使用、排出等の状況

1により把握した土地の利用の履歴から、過去の特定有害物質等取扱事業所の設置の事実が判明したときは、当該特定有害物質等取扱事業所を設置していた者に対する台帳類及び資料の閲覧依頼、聴取り等により、特定有害物質の種類ごと（排出状況にあつては、排出水、排出ガス及び廃棄物の区分ごと）に以下の内容について容易に入手することができる範囲内で把握する。

特定有害物質の種類ごとの調査項目

使用目的	加工用、洗浄用、検査用等
使用形態	特定有害物質等を使用していた設備、機器等
使用状況	特定有害物質等の使用目的別の濃度、使用量、使用期間、作業工程等
排出状況	特定有害物質等の排出時の濃度、排出量、排出期間、排出経路（地下への浸透を含む。）、敷地内処分等
処理状況	特定有害物質等の処理施設の有無、処理施設における処理方法及び処理量、処理施設の設置場所等
事故状況	特定有害物質等に係る事故の有無、事故の発生日時、事故内容、漏えい量等
使用場所	特定有害物質等の使用場所、建物及び設備の配置状況等
製造状況	特定有害物質等の製造施設の有無、製造施設における製造方法及び製造量、製造施設の設置場所等
保管場所	特定有害物質等の保管方法、保管量等

3 その他の情報

当該土地における次の内容等について容易に入手することができる範囲内で把握する。

- (1) 特定有害物質等取扱事業所の設置の状況以外の土地の利用の履歴及び土地の造成等の履歴
- (2) 特定有害物質等の取扱いの状況
- (3) 過去の土壤汚染等調査の結果
- (4) その他土壤又は地下水の特定有害物質による汚染のおそれの有無を推定するために有効な情報

第4章 法第12条関係

1 届出の対象となる行為

形質変更時要届出区域内において土地の形質を変更する行為です。

宅地造成、土地の掘削のほかには土壌調査、井戸の設置等であっても該当します。

<<届出を要しない行為>>

以下の全てに該当する行為は、通常の管理行為等として届出の対象外となります。

ただし、届出の対象外であっても、土地の形質の変更の記録は残しておくことが望ましい。

- 1 指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えないこと。
- 2 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の形質の面積の合計が10㎡以上であり、その深さが50cm以下であること。¹
- 3 土地の形質の変更であって、その深さが3 m未満であること。¹
 - 1 帯水層の深さに関する確認を市から受けた場合は、当該深さより1 m浅い深さ未満であること。

2 届出の義務者

土地の形質の変更をしようとする者が行ってください。

具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者であり、土地の所有者等と開発行為を行う開発業者の関係では、開発業者が該当します。

工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が該当します。

3 届出の期限

土地の形質の変更に着手する日の14日前までに行う必要があります。

区域の指定前に土地の形質の変更を行う場合でも、汚染の拡散防止のため、土地の形質の変更に着手する日の14日前までに法第12条第2項として届出をお願いします。

4 提出書類

- (1) 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（法様式第15）
- (2) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面
- (3) 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
- (4) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (5) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- (6) 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1 mを超える深さの位置について

て試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更（当該土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより1 mを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。）をしようとするときは、土壌汚染状況調査の方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

- (7) 自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合にあつては、次に掲げる書類及び図面
- ・ 当該自然由来等形質変更時要届出区域が形質変更時要届出区域であつて、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした図面
 - ・ 当該自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - ・ 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用することについての当該土地の所有者等の同意書

提出書類(1) 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書 (法様式第15)

様式第十五 (第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第五十二条関係)

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

郵便番号 -
 届出者 住 所 県 市 町 -
 氏 名 工業株式会社
 (名称及び代表者氏名) 代表取締役

法人の場合は、代表者の氏名

土壤汚染対策法第12条(第1項、第2項、第3項)の規定により、形質変更土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

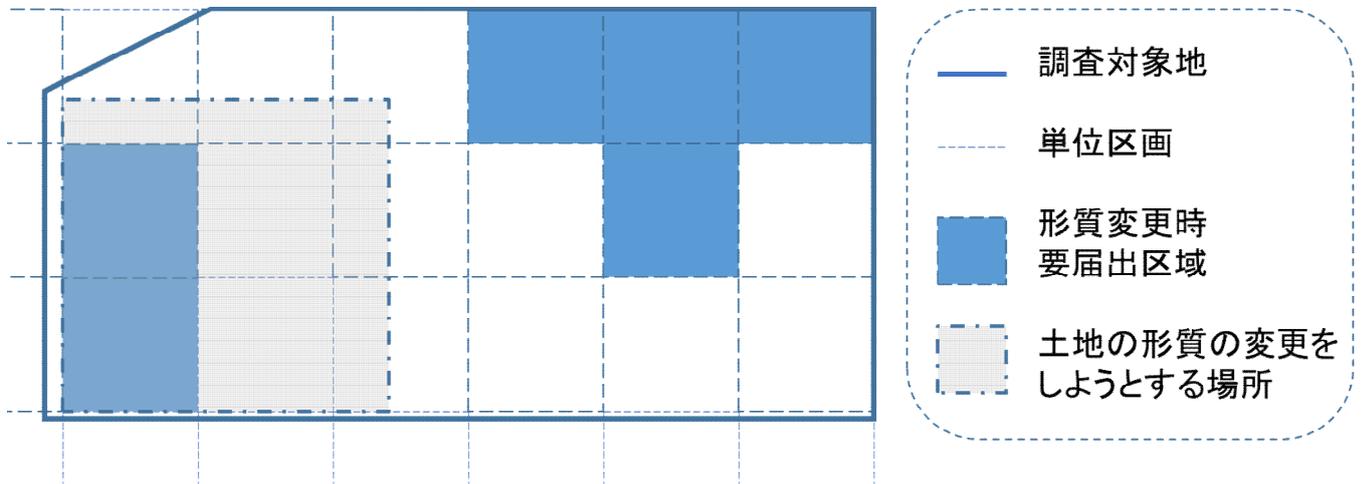
形質変更時要届出区域の所在地	市 町 - - ほか別紙一覧
土地の形質の変更の種類	土地の掘削、基礎設置、アスファルト舗装
土地の形質の変更の場所	市 町 - - の一部詳細は別紙参照
土地の形質の変更の施行方法	別添のとおり
土地の形質の変更の着手予定日又は着手日	年 月 日
土地の形質の変更の完了予定日又は完了日	年 月 日
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法	(例)初期対応として、速やかに工事を停止し、原因究明を行う。考えられる原因とその根拠及び汚染の拡散が確認された結果を自治体担当者に報告する。 また、想定される原因に対応する施行方法を明らかにした資料を添付資料 に示す。
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	(例)非常災害等の緊急事態が生じた場合、盛土や観測井等汚染除去等の措置に係る構造物や設備等に損壊がないこととともに、当該事態に伴う汚染の拡散の有無を確認し、その確認の結果を自治体担当者に報告する。損壊があった場合には速やかに修復する。

最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤について土地の形質の変更をしようとする場合	土壤汚染状況調査に準じた方法による調査の結果 分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	
自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合には、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

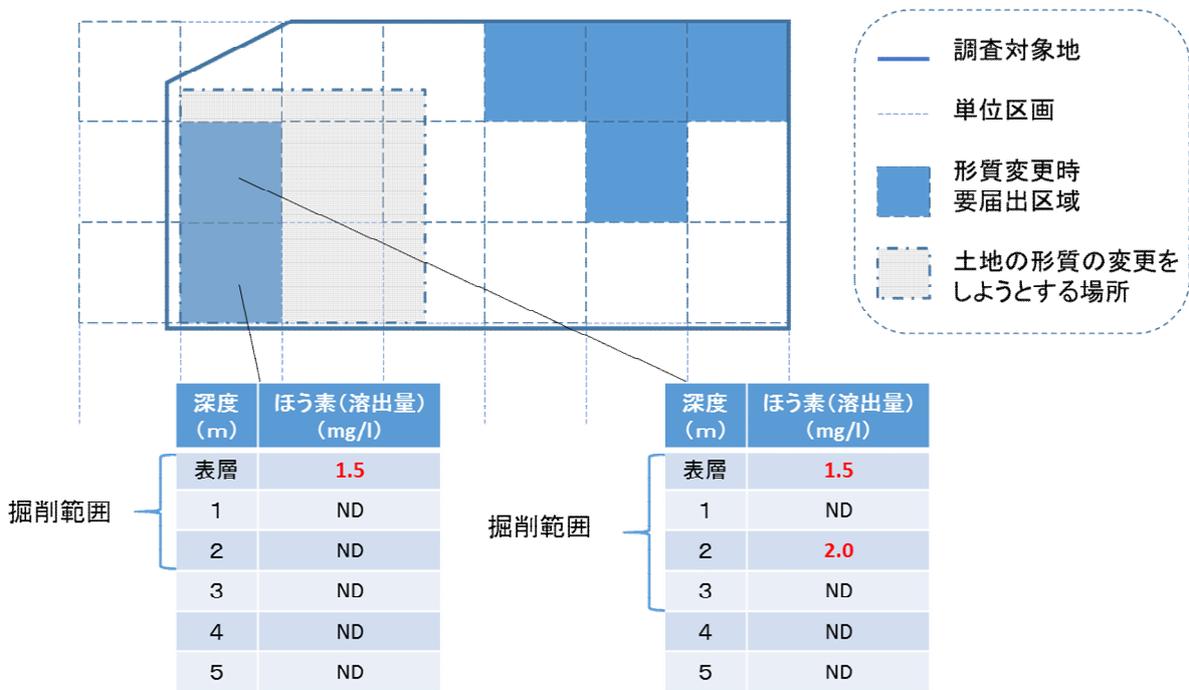
提出書類(2) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時 要届出区域の図面



提出書類(3) 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面

土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面



提出書類(4) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

<土地の形質の変更の施行方法>

施工手順	具体的な施行内容
1 準備工	
2 土壌の掘削	
3 土壌の埋戻し	
4 アスファルト舗装	

具体的な施行方法について記載してください。

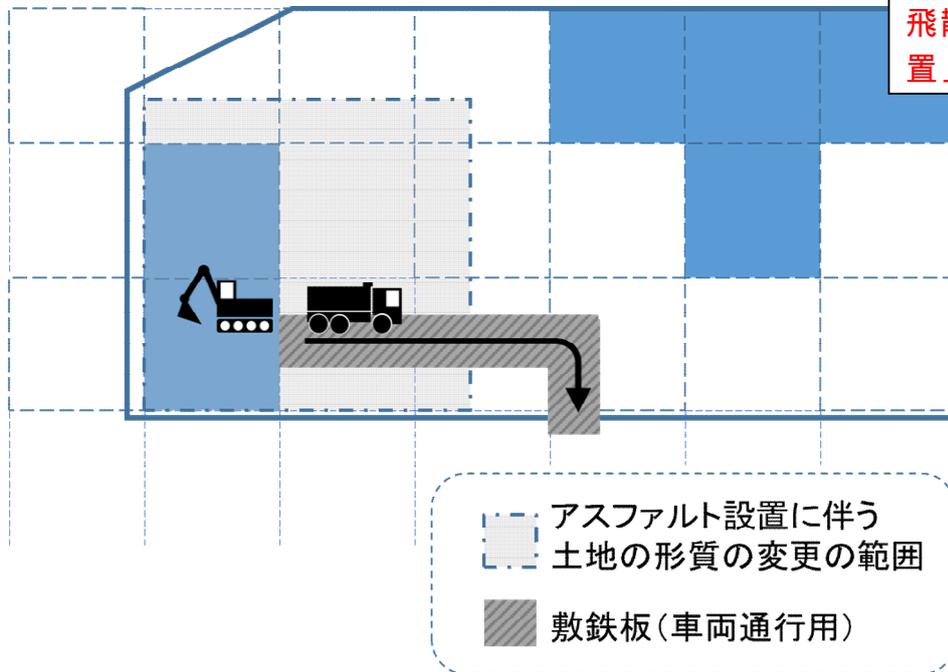
上記手順2により掘削した汚染土壌は、汚染土壌処理施設に搬出予定です。
搬出の14日前までに法第16条の規定に基づく届出を提出します。

<基準不適合土壌等の飛散、揮散又は流出の防止措置>

- ・作業範囲周辺を仮囲いし、周辺への粉じん等の飛散を防止する。
- ・掘削作業中の粉じんによる飛散防止対策として散水を実施する。
- ・搬出車両は、汚染土壌の上を走行しないようにし、タイヤへの汚染土壌の付着を防止する。
- ・雨天・強風時には飛散防止のためシートによる養生を行う。
- ・作業員等の靴等に汚染土壌が付着した場合は、洗浄する。
- ・掘削に伴い、排水が必要となる場合は、関係機関と協議の上、関係法令等を遵守して排水します。

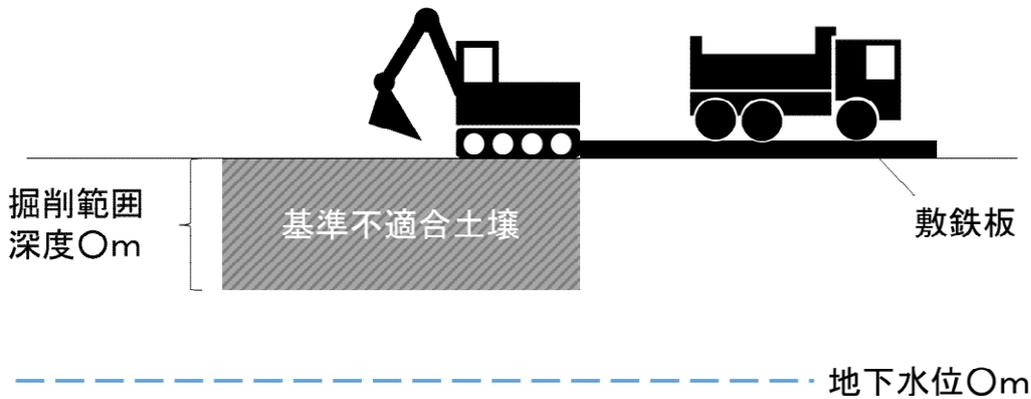
<土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図>

施行規則第53条で定める基準を満たす「基準不適合土壌の飛散等を防止するための措置」を記載してください。



＜土地の形質の変更の施行方法を明らかにした立面図・断面図＞

例：掘削範囲が地下水位よりも浅い場合

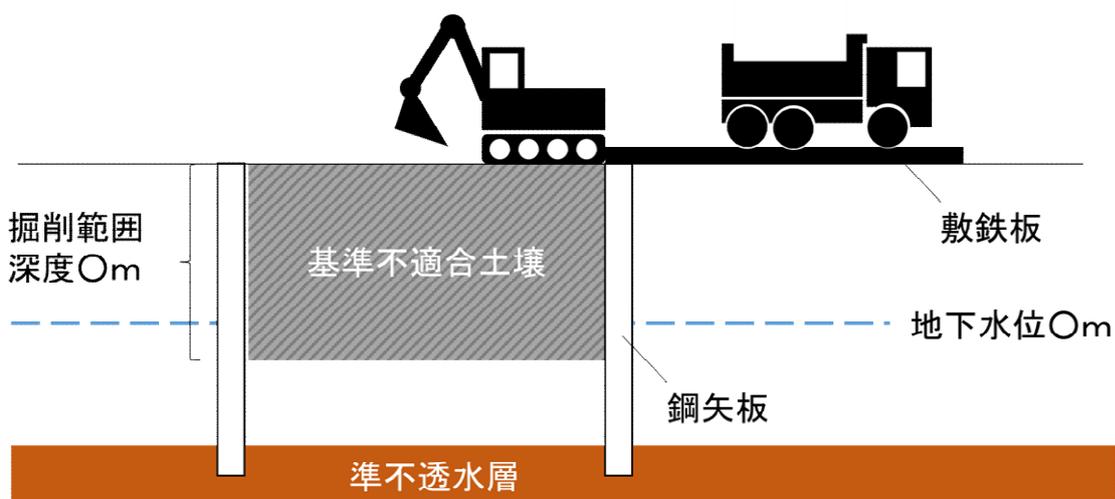


汚染土壌の掘削深度は0mであり、対象地の地下水面よりも浅いため、土地の形質の変更に伴い、汚染土壌が帯水層に接することはありません。

当該汚染土壌が、**土壌溶出量基準超過**である場合は、施行規則第53条で定める基準を満たす「帯水層に接しない施行方法」である理由を記載してください。

＜土地の形質の変更の施行方法を明らかにした立面図・断面図＞

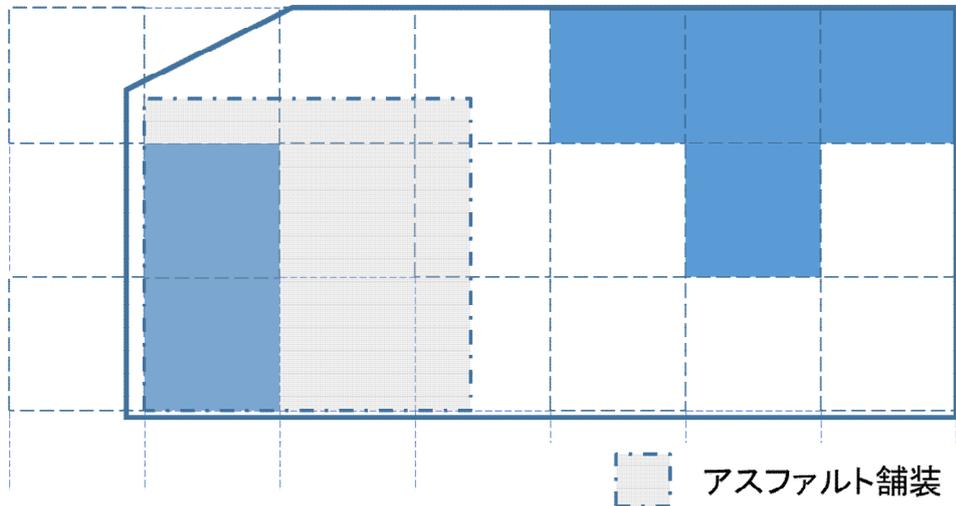
例：掘削範囲が地下水位よりも深い場合



準不透水層まで鋼矢板を設置し、地下水位を低下させた上で掘削を行うため、土地の形質の変更に伴い、汚染土壌が帯水層に接することはありません。

提出書類(5) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

＜土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面＞



今回の土地の形質の変更の範囲は、基準不適合土壌が除去され、
その上も舗装されるため、飛散等のおそれはありません。
今回の土地の形質の変更しなかった形質変更時要届出区域についても
アスファルト舗装されているため、飛散等のおそれはありません。

土地の形質の変更後に、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

第5章 法第14条関係

1 申請の対象となる土地

法の調査の対象とならない土地の内、自主的に実施した調査によって土壤汚染が明らかになった土地（調査方法は法の規定に基づくものでなければならない。）

2 申請者

土地の所有者等

申請者以外に土地の所有者等がいる場合には、当該土地の所有者等全員の申請に係る合意を得る必要があります。

3 申請行為の結果

当該申請に係る土地は、法第6条第1項又は法第11条の規定による要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定を受けることになります。

4 申請書類

- (1) 指定の申請書（法様式第20）
- (2) 申請に係る土地の周辺の地図
- (3) 申請に係る土地の場所を明らかにした図面
- (4) 申請に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- (5) 申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類（登記事項証明書等）
- (6) （申請に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合）
所有者等全員の申請についての合意書

申請書類(1) 指定の申請書 (法様式第20)

様式第二十 (第五十四条関係)

指 定 の 申 請 書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

住所 県 市 町 -
 報告者 工業株式会社
 氏名 代表取締役
 (名称及び代表者氏名)

土壤汚染対策法第14条第1項の規定により、第6条第1項又は第11条第1項の
 を受けたい土地があるので、次のとおり申請します。

法人の場合は、代表
 者の氏名

指定を受けたい土地の所在地	市 町 - - ほか別紙一覧
申請に係る調査における 試料採取等対象物質	ふっ素及びその化合物
申請に係る調査の方法	別紙のとおり
申請に係る調査の結果	ふっ素及びその化合物 土壌含有量〇〇mg/l (詳細は、別紙のとおり)
分析を行った計量法第107条 の登録を受けた者の 氏名又は名称	株式会社 調査センター 計量証明事業登録 愛知県第 号
申請に係る調査を行った者 の氏名又は名称	株式会社 調査センター 計量証明事業登録 愛知県第 号

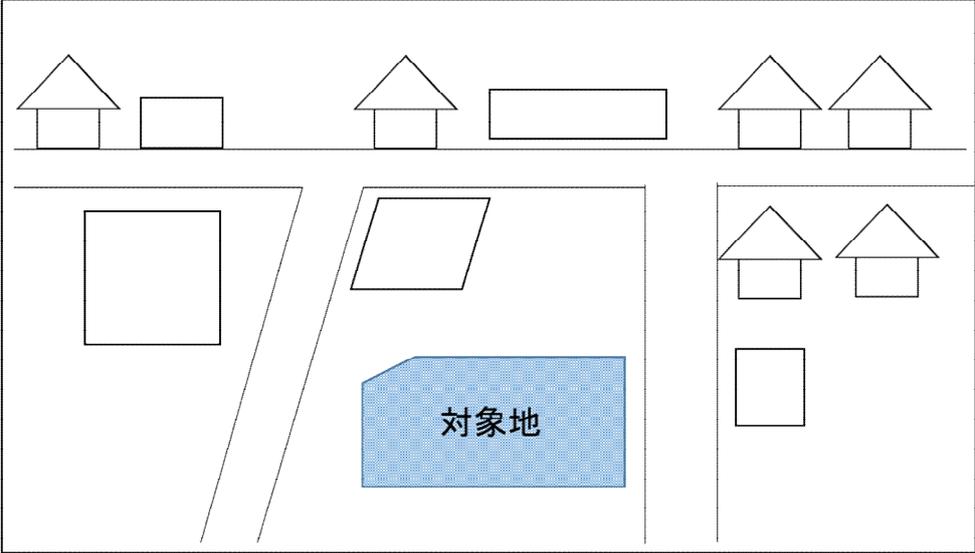
(連絡先)

株式会社 部
 担当: TEL 0564- -

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

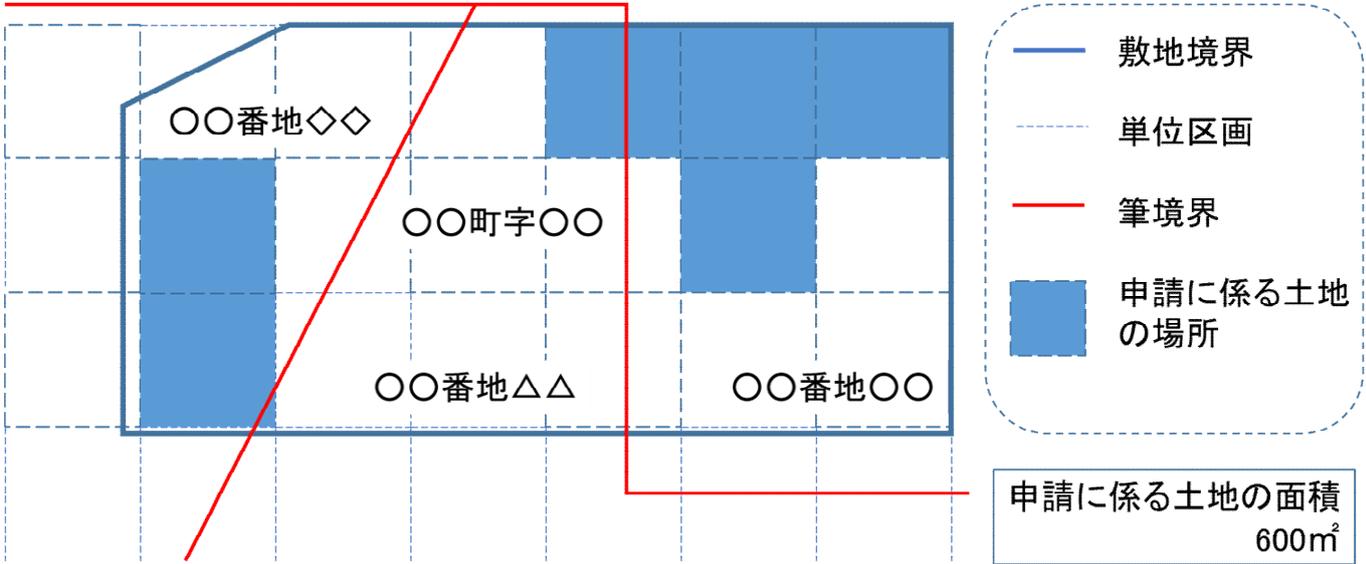
申請書類(2) 申請に係る土地の周辺の地図

申請に係る土地の周辺の地図



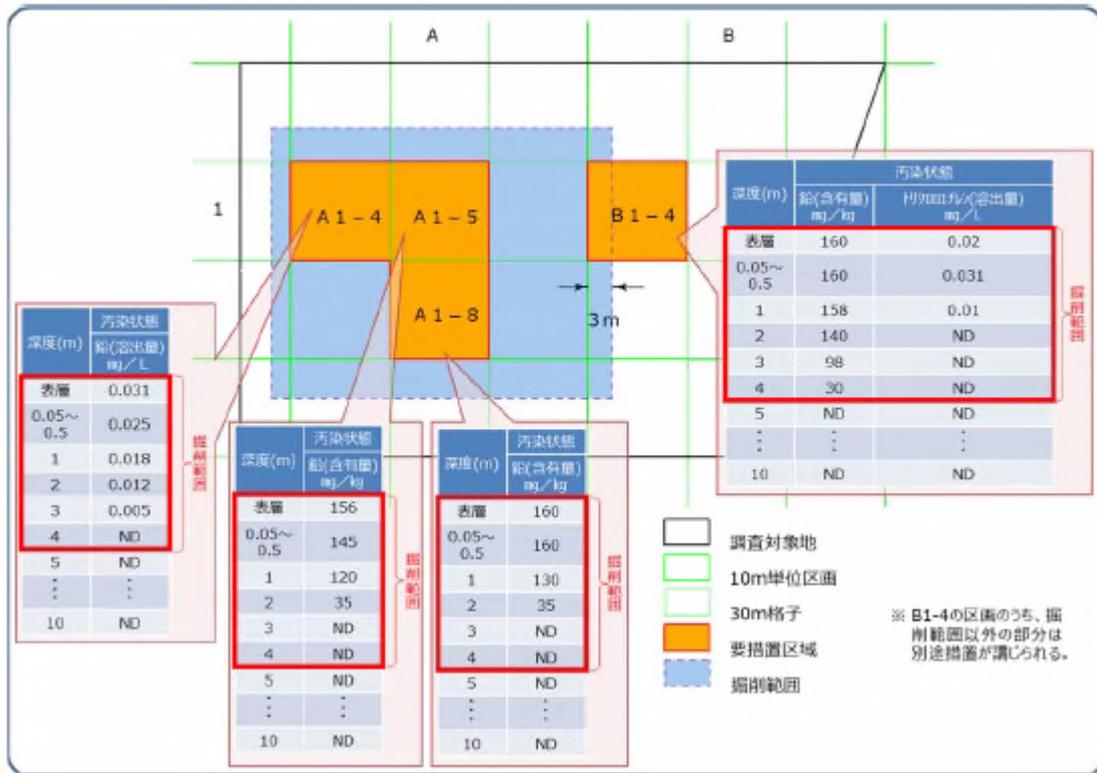
申請書類(3) 申請に係る土地の場所を明らかにした図面

申請に係る土地の場所を明らかにした図面



申請に係る土地の合計面積を記載
個別のメッシュ単位の面積も分かるように記載してください。

申請書類(4) 特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面



申請書類(6) (申請に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合) 所有者等全員の申請についての合意書

合意書

私は、私が所有する次の土地について、下記の者が土壤汚染対策法第14条第1項に基づく申請を行うことについて、合意します。

対象となる土地の所在地	岡崎市 町 番地 町 番地 町 番地
土地の形質の変更及び法第14条第1項の申請を行う者	市 町 - 株式会社 代表取締役

土地所有者 年 月 日
市 町 番地
印

第6章 法第16条関係

1 届出の対象となる行為

汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する行為

(認定調査を実施したものを除く。)

届出の対象となるのは、土壌汚染状況調査の結果、汚染のあった深度の土壌のみではなく、当該区域内全ての土壌(深度関係なく)となります。

2 届出の義務者

汚染土壌を要措置区域等外へ搬出しようとする者

具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者であり、土地の所有者等と開発行為を行う開発業者の関係では、開発業者が該当します。

工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当します。

3 届出の期限

汚染土壌の要措置区域等外への搬出に着手する日の14日前までに行う必要があります。

4 届出書類

- (1) 汚染土壌の区域外搬出土壌(法様式第26)
- (2) 汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面
- (3) 土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- (4) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し
- (5) 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類
- (6) 運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類
- (7) 汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる事項
 - ・ 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
 - ・ 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し
- (8) 汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
 - ・ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、他の自然由来等形質変

更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面

- ・ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の地質が規則第65 条の 2 に規定する基準に該当することを証する書類
- ・ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の地質が規則第65 条の 3 に規定する基準に該当することを証する書類
- ・ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、規則第64 条の 4 に規定する要件に該当することを証する書類
- ・ 自然由来等形質変更時要届出区域の自然由来等土壌を搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に他人に使用させる場合にあっては、その旨を証する書類

届出書類(1) 汚染土壤の区域外搬出土壤 (法様式第26)

様式第二十六 (第六十一条第一項関係)

汚染土壤の区域外搬出届出書	
	年 月 日
(宛先) 岡崎市長	着手予定日の 14 日以上前の日付
郵便番号 -	
届出者 住所 県市町	
氏名 工業株式会社	
(名称及び代表者氏名) 代表取締役	
<p>土壤汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壤について、次のとおり届け出ます。</p>	
汚染土壤の特定有害物質による汚染状態	ほう素及びその化合物(土壌) 詳細は別添のとおり
汚染土壤の体積	900m ³
汚染土壤の運搬の方法	陸運(自動車) 海運(船舶)・・・詳細は別紙のとおり
汚染土壤を運搬する者の氏名又は名称	運送株式会社
汚染土壤の搬出の着手予定日	年 月 日
汚染土壤の搬出の完了予定日	年 月 日
汚染土壤の運搬の完了予定日	年 月 日
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先	別紙のとおり
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先(運搬の際、積替えを行う場合に限る。)	県市 株式会社 連絡先・・・・・・
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先(保管施設を用いる場合に限る。)	県市 株式会社 連絡先・・・・・・
汚染土壤を処理する場合	
要措置区域等の所在地	
汚染土壤を処理する者の氏名又は名称	
汚染土壤を処理する施設の所在地	
処理の完了予定日	
汚染土壤を法第18条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
自然由来等形質変更時届出区域の所在地	

法人の場合は、代表者の氏名

法第17条で定める「運搬に関する基準」を満たしていることが分かる書類を添付

搬出完了から 30 日以内に完了すること。

運搬完了から 60 日以内に完了すること。

土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合	
要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	

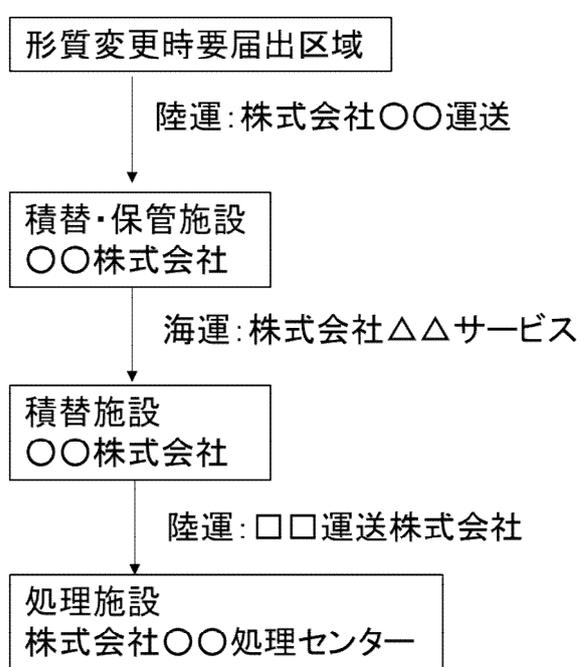
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

<<汚染土壌の運搬の方法>>

記載例

1 運搬フロー図



形質変更時要届出区域から、処理施設へ搬出されるまでに経由する積替施設がある場合は記入してください。

2 運搬体制

運搬受託者： 運輸株式会社

3 運搬等の方法

運搬に伴う有害物質等の飛散等及び地下浸透を防止するための措置

- ・掘削現場に鉄板を敷き、タイヤへの汚染土壌の付着を防止します。なお、汚染土壌が付着した場合は、敷地内において、タイヤの洗浄を行います。
- ・自動車への積み込み作業中に散水を行います。
- ・自動車の荷台前面を振動防止シートで覆います。
- ・汚染土壌は、フレキシブルコンテナバッグに入れて運搬します。
- ・雨天時や強風時は、現場での積み込み作業を中止します。

運搬に伴う悪臭、騒音及び振動による生活環境保全上への支障を防ぐ措置

- ・積込みには、低騒音型かつ低振動型の建設機械を使用します。
- ・積込み時に悪臭がないことを確認します。なお、悪臭が確認された場合は、汚染土壌をフレキシブルコンテナバッグに入れて運搬します。
- ・使用する自動車の最大積載重量及び法定速度を遵守します。

緊急時の対応

- ・事故等を未然に防ぐための注意事項等について、事前に作業員等への教育を行います。
- ・緊急連絡体制、緊急時対応マニュアルを整備し、運搬車両等に備え付けます。

自動車等及び運搬容器の構造

作成したものを添付

- ・汚染土壌の運搬には、フレキシブルコンテナバッグ（内袋あり）を使用します。

運搬用に供する自動車等への表示等

- ・使用する自動車の両側面に縦横5cmの大きさの文字で「汚染土壌運搬車」と表示します。
- ・汚染土壌を運搬中の自動車等には、運搬中の汚染土壌の管理票を備え付けます。

運搬の過程における汚染土壌とその他の物との混合

- ・運搬の過程において、汚染土壌とその他の物との混合は行いません。

運搬の過程における汚染土壌からのコンクリートくず等の分別

- ・運搬の過程において、分別行為は行いません。

異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌との区分

・異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合しないよう要措置区域等ごとに区分して運搬します。

汚染土壌の保管

積替えのため、一時的な保管を行います。それ以外での保管は行いません。

積替え及び保管に係る汚染土壌の荷卸し等における汚染土壌の飛散を防止するための方法

汚染土壌の荷卸しは、粉じんが飛散しにくい構造の設備内において行う。

汚染土壌の荷卸し

汚染土壌の荷卸しは、届出に記載した 株式会社（ 県 市 ）の施設でのみ行います。

汚染土壌の引渡し

汚染土壌の引き渡しは、届出に記載した株式会社 処理センターのみで行います。

運搬の委託

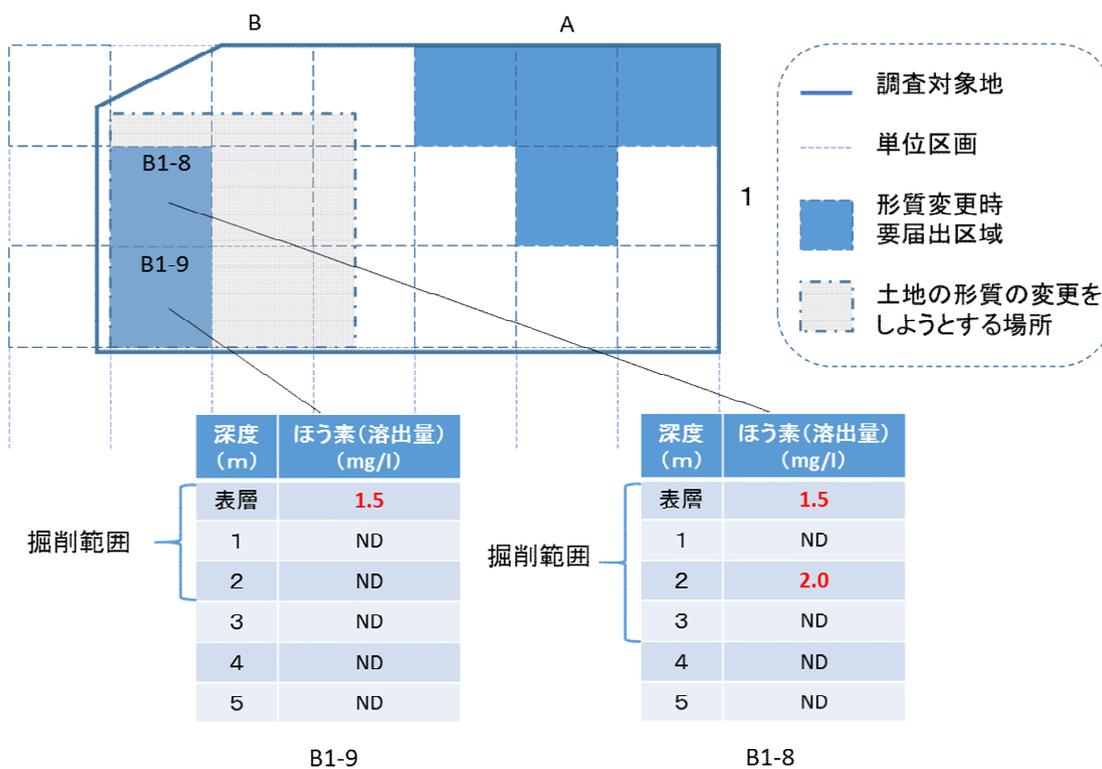
汚染土壌の運搬について、他人への委託は行いません。

<< 運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先 >>

自動車等の 使用者の氏名	住所	電話番号
(株)〇〇運送	岡崎市〇〇町〇〇-〇〇	0564-〇〇-〇〇〇〇
(株)△△サービス	岡崎市〇〇町〇〇-〇〇	0564-〇〇-〇〇〇〇
□□運送(株)	岡崎市〇〇町〇〇-〇〇	0564-〇〇-〇〇〇〇

届出書類(2) 汚染土壤の場所を明らかにした要措置区域等の図面

<<汚染土壤の特定有害物質による汚染状態>>



<<汚染土壤の体積>>

単位区画	汚染状態	掘削面積 (m ²)	掘削深度 (m)	搬出土量 (m ³)
B1-8	ほう素(溶出)	100	3	300
B1-9	ほう素(溶出)	100	2	200
合計				500

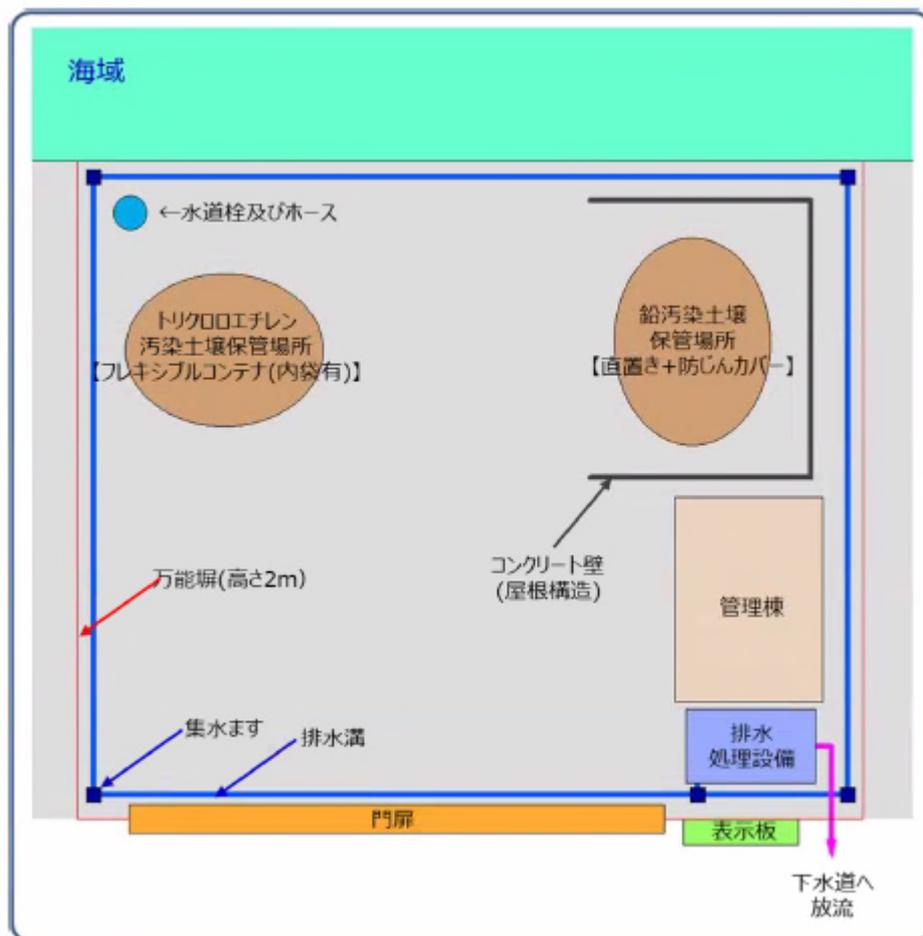
届出書類(5) 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類

運搬工程	自動車等の 使用者の氏名	車体の 形状	自動車登録番号 又は車両番号	飛散を防止する構造
区域 →積替・保管	株〇〇運送	ダンプ	岡崎 100 △ 〇〇-〇〇	フレキシブルコンテナ + 浸透防止シート
	株〇〇運送	ダンプ	岡崎 100 △ 〇〇-〇〇	フレキシブルコンテナ + 浸透防止シート
	株〇〇運送	ダンプ	岡崎 100 △ 〇〇-〇〇	フレキシブルコンテナ + 浸透防止シート
積替・保管 →積替	株△△サービス	ダンプ	岡崎 100 △ 〇〇-〇〇	フレキシブルコンテナ + 浸透防止シート
	株△△サービス	ダンプ	岡崎 100 △ 〇〇-〇〇	フレキシブルコンテナ + 浸透防止シート
	株△△サービス	ダンプ	岡崎 100 △ 〇〇-〇〇	フレキシブルコンテナ + 浸透防止シート
積替 →処理施設	□□運送(株)	ダンプ	岡崎 100 △ 〇〇-〇〇	フレキシブルコンテナ + 浸透防止シート
	□□運送(株)	ダンプ	岡崎 100 △ 〇〇-〇〇	フレキシブルコンテナ + 浸透防止シート
	□□運送(株)	ダンプ	岡崎 100 △ 〇〇-〇〇	フレキシブルコンテナ + 浸透防止シート

↑
運搬の段階ごとに分類する。

↑
運搬の過程において汚染土壌の
飛散等を防止できる構造にする。
構造が確認できる写真等を添付
する。

届出書類(6) 保管の用に供する施設の構造を記した書類

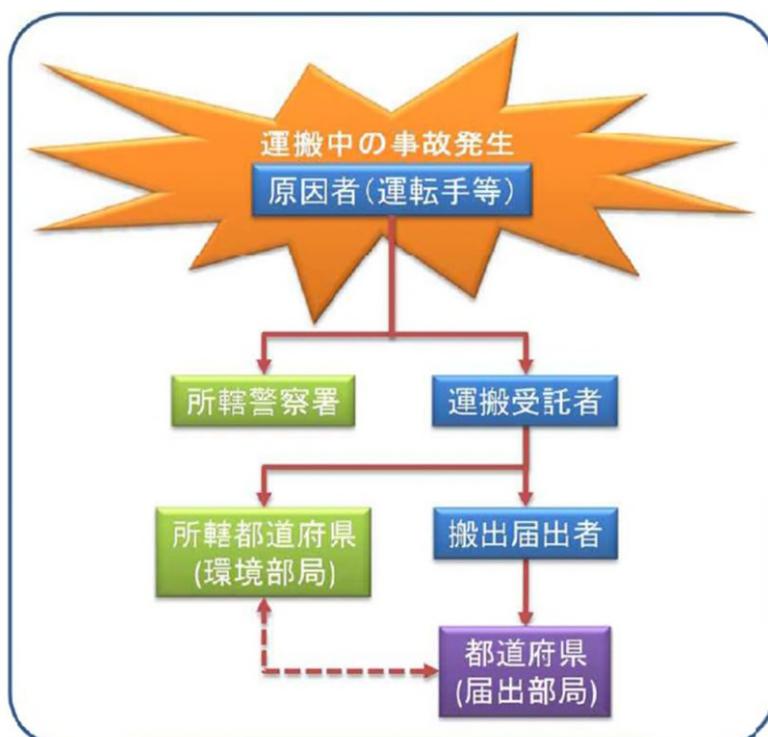


運搬の過程において保管を行う場合には、保管施設の配置図、構造図及び主要な設備の写真を添付する。なお、複数の保管施設を経由する場合には各々添付する。

また、汚染土壌の荷重が壁面等にかかる構造である場合には、荷重に対して構造耐力上十分に安全であることを示す構造計算書等を添付する。

参考：緊急連絡体制及び緊急時対応マニュアルの例

< 緊急連絡体制の例 >



< 緊急時対応マニュアルの例 >

特定有害物質名		鉛
緊急措置		<ul style="list-style-type: none"> エンジンを停止する。 緊急通報・連絡を行い、その指示に従う。 漏洩時は危険でなければ安全を確認し、吸着材等で流出を防止する。
緊急通報		<p>警察署 (110)</p> <ul style="list-style-type: none"> いつ <u>〇〇時〇〇分頃</u> どこで <u>〇〇市〇〇地区〇〇道、線〇〇付近で、</u> 何が <u>鉛汚染土壌が…</u> どうした <u>飛散した。／流出した。</u> けが人は <u>けが人がいます／けが人はいません。</u> 私の名前は <u>土壤運搬株式会社 △△ △△です。</u>
緊急連絡		<p>連絡先：土壤運搬株式会社 担当者：□□ □□ 住 所：東京都千代田区鍛冶町〇-〇-〇 ××ビル3F 電 話：03-0000-0000</p>
漏洩	固体	<ul style="list-style-type: none"> こぼれた土壌は飛散しないようにして回収する。 シャベル等を用いて、容器等に回収する。
	泥状	<ul style="list-style-type: none"> 危険でなければ漏れを止める。 せき止めて吸引等により回収し、残留物は吸収材で取り除き、漏洩場所から移動させる。 排水溝、下水口、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
暴露・接触時の 応急処置	眼	直ちに多量の流水で15分間以上洗顔し、その際眼瞼を指でよく開らいて、眼球・眼瞼の隅々まで水がよく行き渡るようにして洗う（コンタクトレンズをはずす）。速やかに眼科医の治療を受ける。医師の指示無しに点眼薬、塗り薬等を用いてはならない。
	皮膚	直ちに多量の水で石鹸を用いて十分に洗う。
	吸引	吸引した場所から新鮮な空気が得られる場所に移動し、速やかに医師の治療を受ける。
事後処置		緊急処置が終了した後は、関係都道府県等に状況報告を行う。

参考：汚染土壌運搬時の遵守事項に関するチェックリスト
(届出は、下記の基準に適合していることが分かるよう作成してください。)

運搬に関する基準	チェック
<p>運搬は、次のように行うこと。</p> <p>1 (1) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p>	
<p>2 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。</p>	
<p>3 自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。</p>	
<p>4 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本工業規格 Z 8305に規定する140ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票を備え付けること。</p>	
<p>混載等については、次によること。</p> <p>5 (1) 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。</p> <p>(2) 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。</p> <p>(3) 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設において処理する場合は、この限りでないこと。</p>	
<p>汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。</p> <p>6 (1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。</p> <p>(2) 積替えの場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	
<p>7 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。</p>	
<p>汚染土壌の積替えのために、これを一時的に保管する場合には、次によること。</p> <p>8 イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p> <p>(1) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲い（保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。</p> <p>(2) 見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。</p> <p>(イ) 大きさが縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること。</p> <p>(ロ) 保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。</p>	

運搬に関する基準	チェック
<p>8</p> <p>□ 当該保管施設からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。</p> <p>(2) 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。</p> <p>(3) 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。</p>	
<p>9</p> <p>第6号及び前号の場合であって、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。</p> <p>イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。</p> <p>ロ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。</p> <p>ハ 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。</p> <p>ニ 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。</p> <p>ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	
<p>10</p> <p>汚染土壌の荷卸しは、法第十六条第一項、第二項又は第三項の規定により提出した届出書に記載された場所（汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であって、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設）以外の場所で行ってはならないこと。</p>	
<p>11</p> <p>汚染土壌の引渡しは、法第十六条第一項、第二項又は第三項の規定により提出した届出書に記載された者（汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者）以外に行ってはならないこと。</p>	
<p>12</p> <p>汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日（汚染土壌処理業に関する省令第五条第十七号ロ及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、同号の汚染土壌処理施設外への搬出の日）から三十日以内に終了すること。</p>	
<p>13</p> <p>管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。</p>	
<p>14</p> <p>管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。</p>	
<p>15</p> <p>当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。</p>	